(別紙1)

意見(十師守氏)

(土師氏)

この度は、私たち少年犯罪被害者遺族の意見聴取の要望に対応していただきまして、 誠にありがとうございます。

以下「意見陳述書」(別紙2) のとおり読み上げた。

(河瀬弁護士)

弁護士の河瀬と申します。

土師さんの只今の意見陳述を受けまして、「代理人からの補足」という書類に挙げた項目に沿って、代理人から簡単に説明させていただいた後、事件当時の代理人であった 井関弁護士の方から、総括的なコメントをさせていただきたいと思います。

まず一つ目に挙げました項目、「記録廃棄に至った経緯、原因の究明と開示」でございます。

「被害者及び遺族の尊厳を回復するために、記録廃棄に至った経緯及びその原因について、事実関係を十分に調査するとともに、遺族に調査結果の説明、開示をされ、かつ公表されることを強く要望します。」と書かせていただきました。

少し御説明させていただきますと、御承知のとおり、犯罪被害者等基本法3条には、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と定められております。

事件の記録を廃棄してしまうということ、特に今回のように、十分な検討もされずに、ごく機械的に廃棄をされてしまったということは、被害者御遺族の尊厳を踏みにじる行為と申し上げても過言ではないと思います。このことは先ほどの土師さんの意見陳述をお聴きになって御理解いただけたのではないかと思います。また、事件記録には奪われた息子の命が宿っているというような表現をインタビューでされておられる被害者の遺族の方もおられました。どうか今回の記録廃棄に至った事実経緯及びその原因につきまして、調査を尽くし、土師さんにその調査結果を説明されるとともに、これを公表していただけますよう強く要望いたします。調査を尽くして、その結果を遺族に説明し、かつ公表するということが再発の防止にもつながるというふうに考えられます。

次に二つ目の項目として、「被害者及び遺族の知る権利への配慮」ということを書かせていただきました。

犯罪被害者等保護法の制定や少年法の改正等により、犯罪被害者や遺族が事件記録にアクセスできる機会は一定程度確保されたものの、まだ十分ではありません。記録の保存について、犯罪被害者及び遺族の要望にも配慮するとともに、犯罪被害者及び遺族の知る権利を保護する記録保存、開示の在り方が検討されるべきと考えます。

若干説明させていただきますと、少年事件に関して申しますと、現在被害者は、いわゆる社会記録を除く事件記録につきまして閲覧謄写が可能になっておりますが、少年法5条の2第2項の規定によりまして、その期間は保護事件を終局させる決定が確定してから3年以内と定められております。しかしながら、被害者や御遺族の混乱した状況を考えますと、この3年という期間では短すぎると思います。とりわけ本件のような史料的な価値の高い事件では何年経過しましても繰り返し報道がなされ、遺族はその度に事件が起こってしまったということを受け止めるよう迫られることになります。

したがいまして、相当長期的な見地から、被害者及び遺族の知る権利を保障する保存及び開示の在り方が検討される必要があります。

また、記録の保存・廃棄の選択について、被害者の意向、要望が反映されるべきで あり、被害者の意向や要望を聴取する手続が定められるべきではないかと考えます。

(三宅弁護士)

- 3点目以降は代理人三宅の方からお話しさせていただきます。
- 3点目として、「史料等の該当性判断の手続き、活用及び被害者等のプライバシー保護」を挙げさせていただいております。

事件記録等保存規程9条2項の該当性を審議・判断する手続を明確にするなど、適切な保存がなされるための具体的な手続を整備すべきと考えます。また、特別保存された記録を史料や参考資料として活用する具体的方法についても検討が必要であり、その際には被害者及び遺族のプライバシー保護等に十分配慮した方策がとられるよう要望いたします。

若干補足させていただきます。事件記録等保存規程に関する通達である「事件記録等保存規程の運用について」には、2項特別保存の要件に関する規定はありますが、誰がどのようなプロセスを経て特別保存に付するのかという手続が明確に定められていません。組織である以上、意思決定のプロセスが明示されていなければ、どれだけ優れた制度であっても適切に運用することはできません。本件事件の記録が廃棄された当時の裁判官、書記官の方々に、本件事件は特別保存に値する事件と思われるかと聞けば、全員がそうだと答えられることだろうと思います。にもかかわらず廃棄されてしまったの

は、意思決定プロセスの明確さが一つの要因になったと考えざるを得ません。

刑事事件記録については、刑事参考記録としての保存について、検察庁の長の上申により法務大臣が決定することとされています。少年事件記録を含む裁判所が管理する記録についても、手続の具体化、明確化が求められます。

また、2項特別保存は史料又は参考資料となるべきものを保存するものですが、史料又は参考資料としての価値が十分に共有されず活用されてこなかったことも、広く廃棄の要因になったと思われます。

現行法上、少年事件の記録は公開が予定されていませんが、本件事件は戦後最大の 少年事件として社会に大きな影響を与えたものであり、この事件記録は歴史そのものと 言えます。記録の歴史的価値が再認識される必要があります。

また、本件事件における犯行の動機、経緯、犯罪被害者遺族の被害の実情、鑑定医や家裁調査官等の分析内容、少年審判における判断内容等は、後の少年事件においても参照することができ、また、広く少年犯罪や犯罪被害者支援に関する調査研究にも活かすことができる貴重な史料であると言えます。記録の保存の在り方と併せて、活用の在り方についても、被害者及び遺族のプライバシー等に十分配慮しつつ、幅広い視点から十分に検討されることが望まれます。

4点目として、「デジタル化による保存の検討」を書かせていただきました。

今後はデジタル化による記録保存は必要不可欠であると考えられます。改ざんの防止、情報漏えいの防止、セキュリティ確保の方策を確立するべく、できる限り早期の取組が必要と考えます。

若干補足させていただきますと、保存場所の制約が記録廃棄につながったとすれば、保管場所の確保が必要になることは言うまでもありません。仮に保管場所の確保が追い付かないとすれば、デジタル化による保存の併用、代替も検討される必要があります。

民事訴訟においては、民事訴訟制度のIT化の一環として、訴訟記録の原則電子化が予定されています。少年事件におけるデジタル化を進めていくには、クリアすべき課題が諸々あると思いますが、応用できるアイデアや方法はあるはずです。記録保存を適切に運用して行く上で、デジタル化も活用したキャパシティの確保、創出が望まれます。

(井関弁護士)

弁護士の井関でございます。

本日は意見聴取の要望に対しまして、早速に対応していただきまして、ありがとう

ございます。

私はこの事件を当初から代理人として関与しております。

当初、神戸家裁に記録の閲覧を要請しましたけれども、当然ながら拒否されました。 被害者には何ら事実関係についても知らされないという状況のままでございました。

そこで、少年には5人ほど付添人がおりましたけれども、付添人に当時記録を見せてほしいと言ったのですけども、当然ながら拒否されました。その際、コピーした記録ですが、段ボール箱にすごい量だと聞かされたことがありました。

そして、審判の決定要旨につきましても、マスコミには配るけども、被害者に配布 されることはなかったのです。だから、被害者はマスコミを通じてしか知ることができ なかったということでございます。

その後、26年近くになりますが、本当に大変でございましたけれども、いろんなことがございました。民事訴訟を提起して、取寄せ記録を期待したのですけども、相手が認諾したのでだめでしたけれども、それからこの記録が関係者のところから盗難に遭いまして、それを文藝春秋の立花隆さんの方でそれを掲載したという経緯もございます。

そういったことで大変な事件でございましたが、現在、未だに26年になっても何かあるとすぐメディアが取材に来ます。毎年、事件が起こった5月にはコメントを出してくださいと言ってきます。未だにです。今回の記録の廃棄につきましても、メディアから代理人とか土師さん本人に取材の申込みがあったりします。そういった意味では、戦後最大の少年事件であろうと思います。誰が考えても特別保存とすべき事件であったと思います。

しかも、当時、被害者は記録の閲覧もできなかった。裁判所からは、「お宅は利害関係人でしょう」、そういうことを言われたのですね。そういった閲覧すらできなかった記録だからこそ、特別保存する必要があったのではないでしょうか。

事件記録は、私が思うには、被害者の淳くんの生きた証でもあったと思う次第でございます。そういうことで、廃棄の経緯、原因の調査結果、これができましたら、被害者に直接口頭で御説明を願いたいと思います。

それからもう一つ、保存の在り方について私の個人的な意見でございますが、現在 は公文書等管理法が2009年に制定されておりますけれども、対象は行政文書で、裁 判文書は入っておりません。だから、裁判文書につきましても、内規や通達とか運用要 領ではなくて、やはり国民の財産、国民共有の知的財産というのであれば、やはり法律 で規定する公文書管理法のように、法律で規定をしていただきたいと思います。実際に 刑事記録については刑事確定訴訟記録法がございます。そういった意味で、立法化して ほしいと思う次第でございます。

以上です。どうもありがとうございました。